

横浜市建築基準条例第48条の2の規定に基づく許可基準

1 趣旨

横浜市建築基準条例（以下「条例」という。）第48条の2に基づき、市長が周囲の状況等により、通行の安全上支障がないと認めて許可するにあたっての基準を次のとおり定める。

2 適用対象及び許可条件

横浜市建築基準条例第47条の2

<適用対象>

敷地が条例第47条の2に規定する部分のみにしか道路と接していない場合、又は市長が特にやむを得ないと認めた場合。

<許可条件>

次の全ての条件に該当すること、又は同等な安全が確保されること。

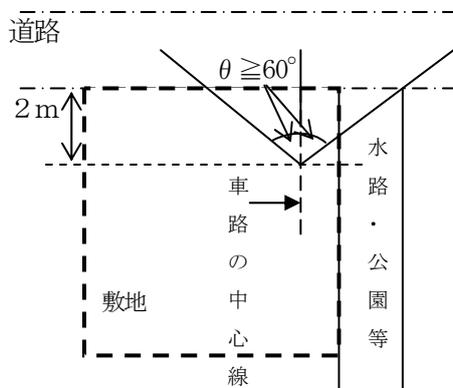
- ・ 出庫灯・カーブミラー・停止線を設置すること
- ・ 出入口を集約し、通行の安全上支障をきたさないこと。

横浜市建築基準条例第48条第1項

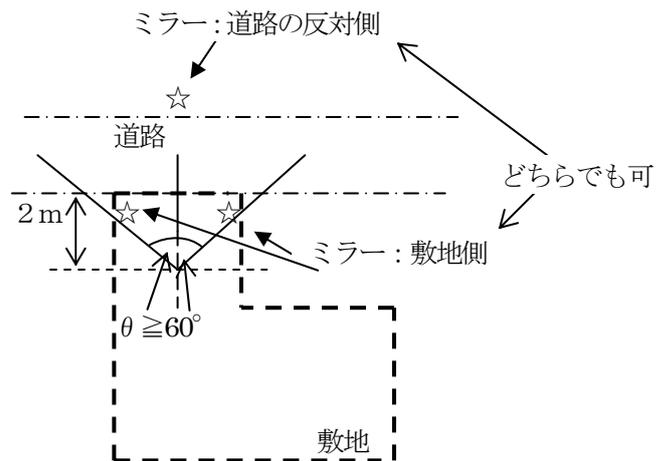
<適用対象>及び<許可条件>

次のいずれかに該当し、周囲の状況等により、通行の安全上支障がない場合。

- (1) 敷地が公園、水路等に隣接する場合で、その敷地境界線が所定の角度線にかかるが実質的に通行の見通しが確保されている場合（公園、水路等の内部の築造物等により見通しが確保できない場合は不可）
- (2) 敷地と道路が接する長さが短いことにより、所定の見通し角が確保できない場合でミラーを設置することにより見通しを確保した場合



(図1)



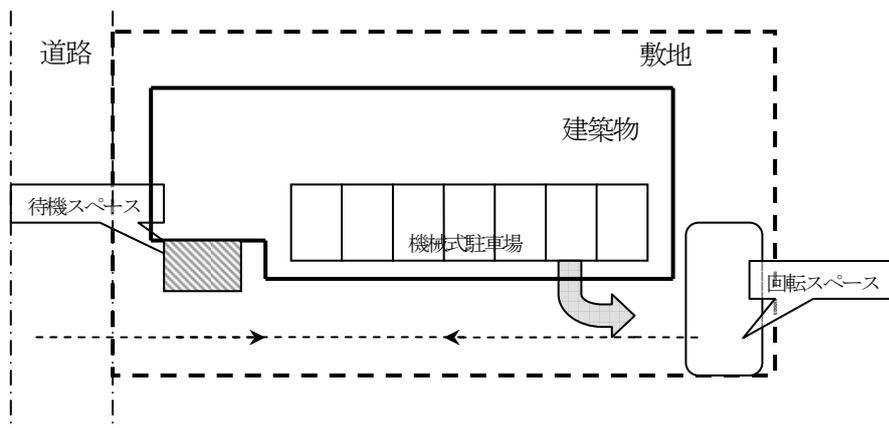
(図2)

横浜市建築基準条例第48条第2項

<適用対象>及び<許可条件>

次の各号全てに該当し、周囲の状況等により、通行の安全上支障がない場合。

- (1) 敷地内において自動車が回転及び待機のできるスペースを設ける。
- (2) 敷地内で切り返しを行いスムーズに機械式駐車場への出入りができる。



附則（施行期日）

この基準は平成22年7月1日から実施する。